

令和3年3月記者懇談会

日時 令和3年3月22日（月）
午前10時30分
場所 政策会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 東日)
なし
- 3 市からの発表事項
 - (1) 「同性婚」等のパートナーシップ宣言について
 - (2) 東三河ドローン・リバー構想推進協議会
物流実証実験及び第2回総会の開催について (企画政策課)
 - (3) 国際交流員タイッサ・マホイ氏の任務終了に係る感謝状の贈呈及び
「JET 絆大使」任命書の交付について (まちづくり推進課)
- 4 その他
資料提供・情報提供
 - (1) 新城市公共施設個別施設計画の策定について (資産管理室)
 - (2) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員の募集について
(まちづくり推進課)
 - (3) 新城市市民自治会議答申書について (まちづくり推進課)
- 5 行事予定表

次回開催日 4月27日（火）午前10時30分

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 3年 3月 22日
担当課・室	企画部 ・ 企画政策課
担当職・氏名	課長 杉浦達也
連絡先（電話）	(0536) 23-7620
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002
（メールアドレス）	kikaku@city.shinshiro.lg.jp

件名	～未来技術の社会実装と地域における新産業の集積を目指して～ 東三河ドローン・リバー構想推進協議会 物流実証実験及び第2回総会を開催します 官民連携による令和2年度の取組成果の報告を行います
----	---

内容

新城市及び豊川市では、令和2年8月に「東三河ドローン・リバー構想推進協議会」を設立し、ドローンやエアモビリティ（空飛ぶクルマ）に関する新産業の集積をはじめとする地域経済の活性化及び地域課題の解決に向けた官民協働の取組を進めています。

この度、設立初年度の成果報告として、物流実証実験及び第2回総会を下記のとおり開催します。

記

1 物流実証実験について

- (1) 開催日時 令和3年3月28日（日） 午後2時00分から2時30分まで
- (2) 実施場所 新城市旧海老小学校
新城市海老字野辺 51-1
- (3) 実験内容 山間部過疎地域での災害時における避難所間の物資輸送

2 第2回総会について

- (1) 開催日時 令和3年3月29日（月） 午後1時30分から3時30分まで
- (2) 会場 豊川市民プラザ 4階
豊川市諏訪3丁目302 プリオII 4階 TEL0533-80-5122
- (3) 内容 令和2年度事業報告（成果報告）
東三河ドローン・リバー構想の策定
その他（ドローン機体等の展示による事業者の取組紹介）

3 参考資料

東三河ドローン・リバー構想推進協議会 ドローンによる物流実証実験の実施について

東三河ドローン・リバー構想推進協議会 ドローンによる物流実証実験を実施します

新城市及び豊川市では、令和2年8月に「東三河ドローン・リバー構想推進協議会（以下「本協議会」という。）」を設立し、ドローンやエアモビリティ（空飛ぶクルマ）に関する新産業の集積をはじめとする地域経済の活性化及び地域課題の解決に向けた官民協働の取組を進めています。

この度、新城市において「山間部過疎地域での災害時における避難所間の物資輸送」を目的として、ドローンによる物流実証実験を下記のとおり実施します。

また、本実験は、本協議会第3回物流研究会の見学会を兼ねて開催します。本協議会会員の方は、ぜひご参加ください。

記

1 当日スケジュール

令和3年3月28日（日） 午後2時00分から2時30分まで

※悪天候等の場合は中止します。

午後1時30分 現地集合・受付（新城市旧海老小学校 住所：新城市海老字野辺 51-1）

午後2時00分 開始・実施内容の説明

午後2時15分 実証実験開始

午後2時30分 終了

※翌日に開催する本協議会第2回総会において、撮影した映像を紹介します。

2 実施内容

（1）実験内容

実施場所	新城市 ^{えび} 海老地区（海老構造改善センター → 旧海老小学校グラウンド） 飛行距離 約1km
実証目的	山間部過疎地域での災害時における避難所間の物資輸送 災害発生時に開設する山間部の孤立避難所において、不足する避難所物資の供給を実現する発災初動期の体制整備を図る。
背景・課題	<p>◆災害発生時における山間部過疎地域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部に位置する海老地区は、災害時の土砂災害等による交通の寸断によって孤立集落となる可能性 北部の高齢化率が高い一方、南部は高齢化率が低い（初動期に必要な備蓄品の偏在の可能性） 高齢化する地区への医薬品等の物資供給手段の確保 <p>◆点在する山間部避難所への物資供給の課題</p> <p>（備蓄品の不足発生時には避難所対策員が災害対策本部へ連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部（新城市役所）から避難所へ車両輸送（距離19.5km・所要時間40分・新城市職員2名で対応） 道路寸断時には物資輸送できない可能性

<p>実験内容</p>	<p>災害時、道路遮断等により孤立してしまった新城市の避難所において、不足する避難所物資を近距離避難所からドローンにより輸送することで、点在する山間部避難所への車両輸送に代わる迅速な物資供給手段の確保に資する実証実験を行います。</p> <p>本実験では河川上を飛行ルートに、地元の指定避難所である海老構造改善センターから旧海老小学校まで、飛行レベル2（目視内での自動・自律飛行）で応急手当品等の避難所物資を輸送します。飛行に際し、事前にドローンで計測した着陸地点の3次元地図を作成しており、災害時輸送における飛行の安全性強化とともに、発災初動期の円滑な避難所運営に寄与する物資供給手段の確保に向けた地域主体の輸送（運航）を実践します。</p> <p>また、地元企業が開発・製造したドローンの機体に固定する専用の輸送ケースと、長時間庫内温度を一定に保つことができる遮熱ボックスとともに、ドローンの飛行における離着陸を支援するドローンポートを本実験にて使用することで、物流分野に必要な関連製品の品質向上に取り組めます。</p>
-------------	--

図1 実験内容のイメージ



<p>実施体制</p>	<p>各事業者（全12社・団体）が有する技術・人材が連携することで、地域の社会課題解決に向けた取組を推進します。</p> <p>◆地域で主体的に取り組む事業者・団体（協議会会員）</p> <p>① ドローンポート：ミヤチ株式会社、有限会社河合精工、株式会社トヨタック（自立電源で稼働・外部からのリモート接続による自律飛行との連携）</p> <p>② 輸送ケース及び遮熱ボックス：宇都宮工業株式会社（運搬関連製品）</p> <p>③ 運航管理：株式会社エムアンドシー（航空局飛行申請等運航管理）</p> <p>④ 協力団体：豊川ビジョンリサーチ、一般社団法人奥三河ビジョンフォーラム、ユタカコーポレーション株式会社（飛行に関する安全確認「監視員」）、一般社団法人みかわドローン協会（本実験の記録撮影）</p> <p>◆ドローン産業に先駆的に取り組む事業者（協議会協力会員）</p> <p>⑤ 3次元地図作成：国際航業株式会社（着陸場周辺における詳細地図）</p> <p>⑥ 航空管制システム：株式会社トラジェクトリー（AI航空シミュレーターによる安全な飛行航路設計）</p> <p>※両事業者「地方創生に関する包括連携協定締結事業者」</p> <p>⑦ 操縦責任者の育成：株式会社スカイピーク（国土交通省登録管理団体）</p>
-------------	--

図2 3次元地図、航空管制システムのイメージ

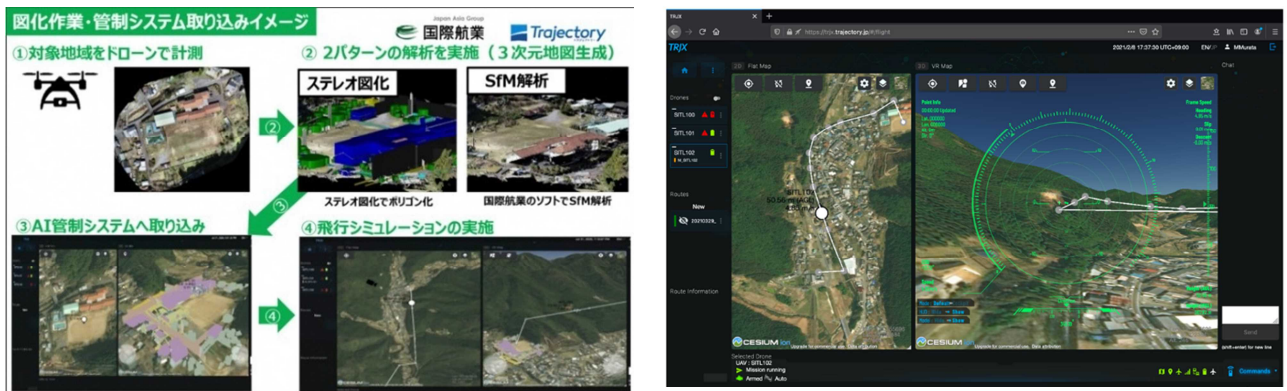
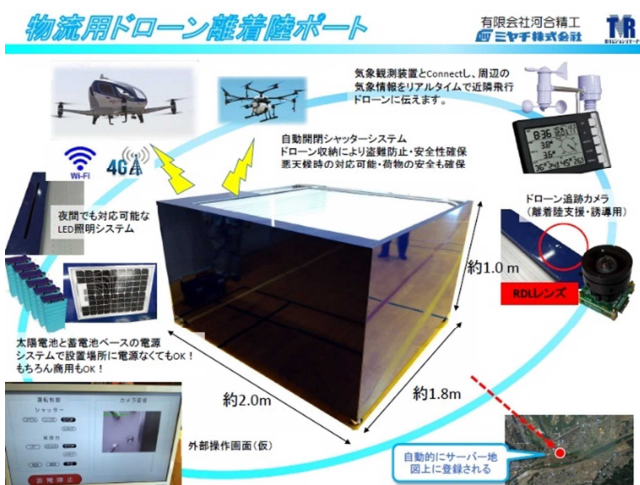


図3 ドローンポート、輸送ケース及び遮熱ボックス



輸送ケース 遮熱ボックス 格納した状態

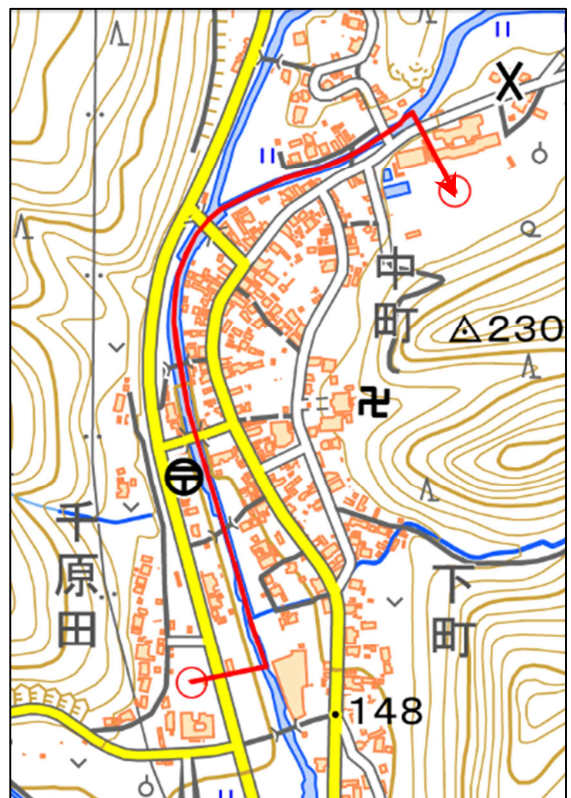


機体に固定した状態

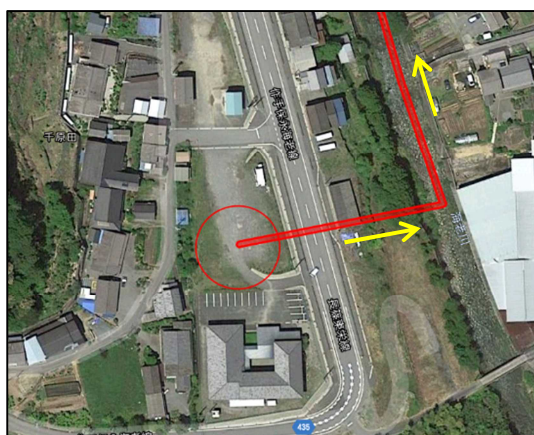
(2) 実施場所

【飛行ルート】

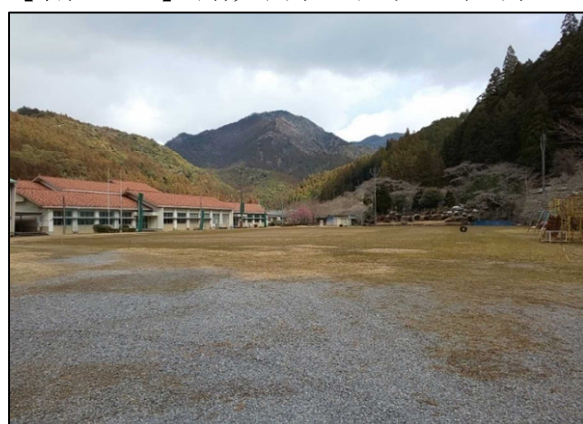
自	至
新城市海老字千原田 海老構造改善センター	新城市海老字野辺 旧海老小学校
全長 約 1 km	



【離陸地点】新城市海老字千原田（海老構造改善センター）



【着陸地点】新城市海老字野辺（旧海老小学校）



3 参加対象者

東三河ドローン・リバー構想推進協議会の関係者（会員・協力会員・顧問・オブザーバー）及び報道機関

※実証実験の安全確保のため、一般の方の見学はご遠慮いただきます。

4 参加方法

参加申込書に必要事項を記入し、令和3年3月24日（水）までに以下の申込先までメールにて提出ください。なお、悪天候等で実証実験を中止する場合には、参加申込書に記載の当日連絡先へ連絡します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ずマスク着用にて参加ください。

5 取材について

当日の取材を希望される報道機関の方は実証実験の安全確保のため、別紙「取材申込書」を令和3年3月25日（木）までに以下の申込先まで提出ください。

取材については、着陸地点（旧海老小学校）にて対応いたします。

問合せ先・申込先（東三河ドローン・リバー構想推進協議会 事務局）

新城市企画部企画政策課 担当：山本・丸山

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115 番地 電話 0536-23-7620

メール kikaku@city.shinshiro.lg.jp



報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年3月22日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	松下領治
連絡先(電話)	(0536) 23- 7692	
連絡先(FAX)	(0536) 23- 2002	
(メールアドレス)	newcastle@city.shinshiro.lg.jp	

件名	国際交流員タイッサ・マホイ氏の任務終了に係る感謝状の贈呈及び「JET絆大使」任命書の交付について
----	--

内容

一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラムを活用して本市で任用しているブラジル出身の国際交流員(CIR: Coordinator for International Relations)であるタイッサ・マホイ氏が、3月31日をもって離任することとなりました。

つきましては、新城市長より感謝状の贈呈及び「JET絆大使」任命書の交付を下記の日程で行います。

記

- 日時 令和3年3月26日(金) 午後4時から午後4時30分まで
- 場所 新城市役所 3階 政策会議室
- 内容
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 感謝状贈呈
 - (3) 「JET絆大使」任命書交付
 - (4) 国際交流員あいさつ
- 離任する国際交流員について
氏名：タイッサ・マホイ
出身地：ブラジル リオデジャネイロ
在任期間：平成30年4月8日から令和3年3月31日まで

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年 3月22日	
担当課・室	財政課資産管理室	
担当職・氏名	室長	中山恭成
連絡先(電話)	(0536) 23-7614	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
(メールアドレス)	shisan@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市公共施設個別施設計画の策定について
----	----------------------

内容

新城市公共施設個別施設計画は、平成29年3月に策定した「新城市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで、財政負担の軽減・平準化を図り、最適な施設配置を実現することを目指しています。

令和3年1月15日(金)から令和3年2月14日(日)までの期間、パブリックコメントを実施し、意見はありませんでした。

今回、施設ごとに今後の方針を示した個別施設計画を策定することで、今後発生が予想される修繕や改修時期を明確にし、長期的な視点でのコスト削減や公共施設の再編等の具体的な取り組みを推進します。

添付資料

新城市公共施設個別施設計画(概要版) 一部

新城市公共施設個別施設計画（第1期） （概要版）

公共施設個別施設計画の概要

本市は、これまでに多くの公共施設を整備してきましたが、市の人口は減少を続けており、公共施設の利用需要の変化が予想されます。これに対し、長期的な視点を持って公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっています。

これらの背景を踏まえ、限られた財源のもとで持続可能なまちづくりを実現しつつ、市民のニーズに対応した公共施設を安全・安心に利用できる状態を維持するため、「新城市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成28年度に策定し、公共施設等の統一的・一元的な維持・保全・管理に関する将来の基本方針および数値目標を定めました。

本計画は、総合管理計画の実行計画として、各公共施設の安全性や必要性を精査して各施設の課題を抽出・整理し、個々の公共施設の今後のあり方についての具体的な方向性及び計画的な維持管理・長寿命化方針を示したものです。

なお、計画期間は、上位計画である総合管理計画の前期計画として令和8年度までの期間としています。

目標

公共施設（建築物）総量削減目標

第1期計画期間 10%

全計画期間 30%

計画期間

新城市公共施設等総合管理計画
H29～R28

前期

中期

後期

第1期個別施設計画
前期（～R8）

第2期個別施設計画
中期（R9～R18）

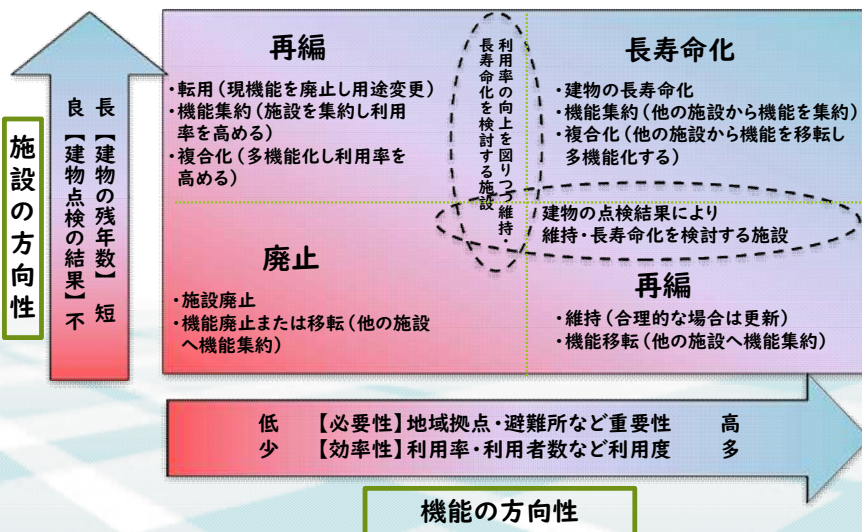
第3期個別施設計画
後期（R19～R28）

2 公共施設管理適正化の実践

(1) 公共施設管理適正化の考え方

本計画では、公共施設を建物（ハード）と機能（ソフト・サービス）に切り分けて考え、方向性（優先順位）を検討し、質と量の最適化に取り組みます。

施設・機能の関係性と今後の方向性

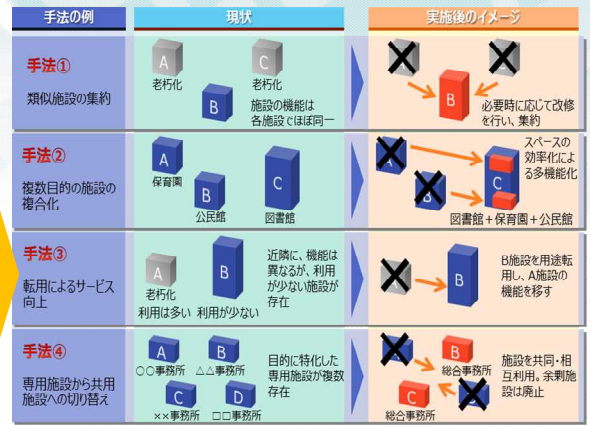


- ・人口減少や施設の利用状況の変化、劣化状況等を踏まえ、施設分類の枠組みを越えた再編を実施。
- ・必要性が高いと判断される施設（機能）は、既存施設の長寿命化や他の施設への機能移転を図る。
- ・市内に複数ある同種の施設は、人口の推移を見極め再配置を検討。
- ・老朽化度合いや定期点検の結果に基づいて計画的な保全を実施。
- ・更新する場合は、面積縮小や複合施設化を検討し、経済的・合理的な施設整備を実施。
- ・利用率向上のため、民間活力の導入や広域利用を検討。
- ・市民の安全・安心な暮らしを支える公共施設を目指し「適切な維持管理」を図る。

今後の方向性

	施設（建物）	機能（行政サービス）
長寿命化	法定耐用年数を超えて使用するため計画的な保全を実施します。	行政サービスの提供を継続します。
維持	劣化状況に応じた事後保全を実施します。	行政サービスの提供を継続します。
再編	建物の集約・複合化・転用などを実施します。	代替施設へ事業内容を移すなど行政サービス自体を見直します。
廃止	建物の使用を取りやめ、処分します。	行政サービス自体を見直します。

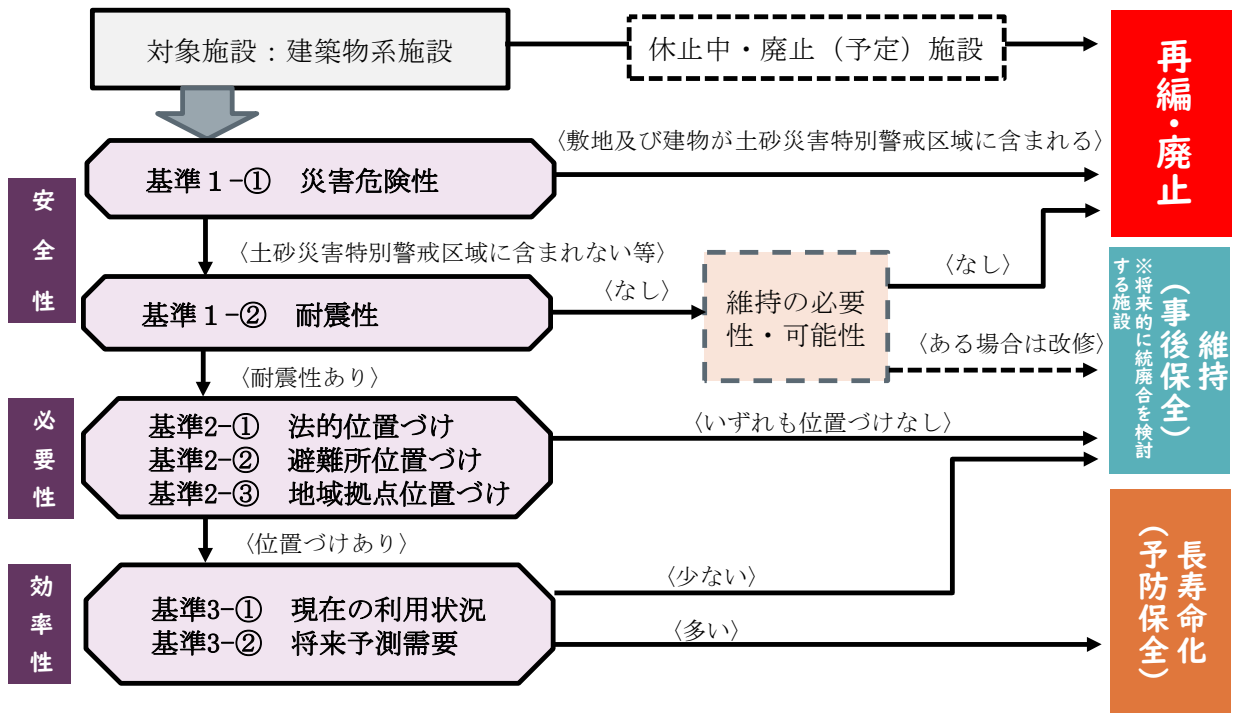
施設再編の考え方



(2) 公共施設管理適正化の実践と方向性の決定

「(1) 公共施設管理適正化の考え方」に基づき、個々の公共施設について、下表「公共施設配置基準」によって施設の方向性を決定します。

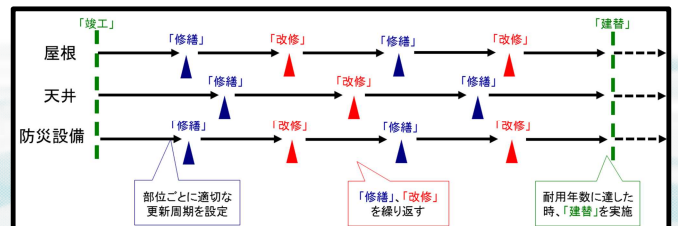
公共施設配置基準



3 予防保全の考え方

長寿命化を計画する施設は、目標耐用年数を80年（非木造）とした予防保全を基本とし、劣化や破損の拡大を未然に防ぐため、一定の周期で修繕・改修を実施します。

整備方法	周期（非木造）	周期（木造）
修繕	部位・設備ごとに設定 （20年または16年）	15年
改修	部位・設備ごとに設定 （40年または32年）	30年
建替	80年	60年



(1) 対象施設

本計画は、一般会計及び国民健康保険診療所特別会計において整備された施設の更新経費及び維持管理費用等の抑制や平準化を目的のひとつとしています。したがって、以下施設は対象から除外します。

①小規模（100㎡未満）または構造が簡易な建物 ②企業会計の施設 ③インフラ施設

計画対象147施設／全319施設

(2) 分類別方針

【庁舎等】（計画対象6施設／全16施設）

・庁舎を地域のコミュニティの拠点としても位置づけ、集会施設など他の公共施設との複合化・多機能化を検討する。
・老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組む。

○長寿命化 3施設
○廃止・再編 3施設（4,168.50㎡）

【保健・福祉・医療施設】（計画対象19施設／全19施設）

・老朽化の進んだ施設のうち利用率が低く、将来にわたって改善の見込みがない施設は、規模の縮小や他の施設との複合化等の検討を行い、場合によっては廃止する。
・継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組む。

○長寿命化 9施設
○廃止・再編 4施設（2,214.22㎡）

【商工観光施設】（計画対象11施設／全42施設）

・利用者ニーズを踏まえた運営の改善を検討し、利用が極端に少ない施設、民間と競合する施設、民間が運営することによりサービスが向上する施設は、民営化、売却等を視野に入れたあり方を検討する。
・老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行う。

○長寿命化 —
○廃止・再編 1施設（1,227.67㎡）

【住宅施設】（計画対象12施設／全16施設）

・原則として新たな団地の整備は行わないこととし、当面は現状を維持していくが、将来的には世帯数の動向を踏まえつつ戸数の調整を図る。
・施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、改修計画に基づいて適時適切な施設改修・設備更新を実施する。

○長寿命化 10施設
○廃止・再編 —

【学校教育施設】（計画対象25施設／全25施設）

・学校施設は、長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めていく。
・施設整備に当たっては、児童・生徒数の減少といった将来的な利用状況の変化を考慮して、クラス数など適切な規模を検討したうえで進める。

○長寿命化 19施設
○廃止・再編 6施設（10,804.37㎡）

【文化施設】（計画対象7施設／全10施設）

・利用率が低く、将来にわたって改善の見込みがない施設は、規模を縮小した上で他の施設との統合や複合化を実施又は廃止する。
・展示物が類似しているなど機能が重複すると考えられる施設は、将来的に統合を検討する。

○長寿命化 2施設
○廃止・再編 2施設（623.87㎡）

【児童福祉施設】（計画対象23施設／全23施設）

・子育て世代には必要不可欠なサービスであり、少子化の傾向はありつつも共働き家庭の割合が増加する傾向があるため、延長保育等の新しい需要に対応しながら、適切な質と量の保有サービスを提供する。
・将来的には、園児数の動向を慎重に勘案しながら、適正規模・適正配置の検討を行う。

○長寿命化 —
○廃止・再編 2施設（1,323.16㎡）

【公民館等】（計画対象10施設／全20施設）

・地区の集会施設など地区団体が実質的に管理運営している施設についてはその実態に合わせて区の所有に切り替え、施設の譲渡を進める。
・新規整備・施設更新は、将来の施設機能等を検討し、十分な施設需要があるものについて実施する。その際は学校施設など他の公共施設との複合化を検討する。

○長寿命化 —
○廃止・再編 3施設（2,064.98㎡）

【消防防災施設】（計画対象3施設／全82施設）

・消防庁舎は、災害時の拠点となる施設として必要不可欠であることから、計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していく。

○長寿命化 3施設
○廃止・再編 —

【生涯学習施設】（計画対象3施設／全3施設）

・稼働率が低いことから、施設のあり方（必要な機能、規模及び配置など）について、廃止を含めた見直しを進める。
・他の市町村と類似した施設との集約化や他の公共施設との複合化、施設規模の縮減による再生など幅広い手法の検討を行う。

○長寿命化 1施設
○廃止・再編 1施設（2,232.57㎡）

【体育施設】（計画対象8施設／全11施設）

・利用率の低下が著しく、将来にわたり改善の見込みがない施設や機能は、廃止を含めた検討を行う。
・利用の形態や頻度を勘案し、改修等の優先順位付けを行い、中長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便等を考慮した適切な施設改修・設備更新を実施する。

○長寿命化 —
○廃止・再編 2施設（898.02㎡）

【環境衛生施設】（計画対象10施設／全10施設）

・施設の延命化・修繕・更新を効率的に行うため、各施設について整備スケジュールを作成済みである。スケジュールに基づき、計画的な修繕及び改修を実施する。
・焼却施設は、劣化予測、故障対策を適切に行い、機能診断調査を計画的に実施していく。

○長寿命化 7施設
○廃止・再編 3施設（1,802.80㎡）

【基盤施設】（計画対象0施設／全14施設）

・公園については、避難場所として利用されることも想定し、公園内に設置されている遊具や樹木について、適切な点検及び維持管理による安全確保に努める。

○長寿命化 —
○廃止・再編 —

【その他施設】（計画対象10施設／全28施設）

・利用目的が達成された施設は、速やかに処分や別用途への転換を検討する。
・利用の低下が著しく、将来にわたり改善の見込みがない施設や機能は、廃止を含めた検討を行う。

○長寿命化 —
○廃止・再編 6施設（3,732.69㎡）

(3) 公共施設個別施設計画【第1期】の集計

○長寿命化 54施設
○廃止・再編 33施設（31,092.85㎡）

総合管理計画策定時点（平成29年3月）の延床面積の保有総量は303,200.44㎡で、その後整備された施設や既に廃止・譲渡された施設、また本計画対象外施設の廃止予定施設等を集計した削減予定面積は26,643.01㎡となり、保有総量に対する削減率は8.79%となります。

第1期計画時の削減目標を10%程度としたところですが、市民ワークショップで熟考していただいた公共施設配置基準を尊重した結果の削減率となります。

第1期計画中にあり方を検討する施設や消防詰所・器具庫のように地元への譲渡を進めていく施設、こども園の建替え整備、再編等に関する指針を踏まえた対応などを適宜調整しながら、第1期中の削減率10%を目指していきます。

5 公共施設個別施設計画の推進

(1) 計画の進捗管理

- ①毎年度、各施設の整備実績を確認し、計画の進捗状況を管理します。
- ②利用率や維持管理コストなどの稼働状況や劣化度調査や各種点検結果など、公共施設マネジメントに必要なデータを収集・管理・調整します。
- ③施設管理者をはじめ全職員に対して、日常点検マニュアルや職員研修を通して計画への理解を深めます。

(2) 方向性の確認・見直し

長寿命化（予防保全）や再編（集約化や複合化）を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を取りつつ財政負担の平準化を図ります。

方向性が「維持」や「検討」となっている施設においても、建物の残寿命が短いもの、劣化度調査や点検結果によるもの、社会情勢や市民ニーズの変化によるものなどから、そのあり方において考慮が必要となる施設については、第1期中の随時の見直しや、第2期以降の計画策定時において方向性に反映します。

また、整備方法などの具体的な方向性の検討にあたっては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

【お問い合わせ先】 新城市総務部財政課資産管理室

住所：〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話：0536-23-7614 FAX：0536-23-2002

E-mail：shisan@city.shinshiro.lg.jp

発行 令和3年3月

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年 3月22日	
担当課・室	企画部まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先(電話)	(0536) 23 - 7692	
連絡先(FAX)	(0536) 23 - 2002	
(メールアドレス)	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員の募集について
----	------------------------------------

内容

見出しの件について、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員の募集について下記のとおりお知らせいたします。

記

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員

- 応募資格
 - ・市内在住、在勤、在学の方
 - ・平成18年4月1日までに生まれた方
- 定員数
 - ・一般枠 5人以内
 - ・経験枠 10人以内

※①市内外における公開討論会又は公開政策討論会の運営経験者
②新城市自治基本条例に係る地域協議会、若者議会、市民自治会議、市民まちづくり集会実行委員会、女性議会、中学生議会の委員の経験者
- 申込締切 令和3年4月9日(金)まで

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 3年 3月 22日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市市民自治会議答申書について
----	------------------

令和3年3月18日付けで新城市市民自治会議から答申がありましたのでお知らせします。

内容

- 開催日時
令和3年3月18日（木） 午前10時から
- 開催場所
市役所3階 政策会議室
- 内容
別紙答申書のとおり

令和3年3月18日

新城市長 穂積亮次様

新城市市民自治会議

会長 鈴木 誠

新城市自治基本条例について（答申）

令和2年7月16日付け新ま3・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

1 新城市自治基本条例に定める地域自治区制度の新たな可能性について

地域自治区制度は、制度導入以降、市民による市政参加と市民協働の充実強化を促し、市民自治社会実現に貢献する地方自治制度として機能してきたといえる。

しかし、地域協議会の委員となって市政参加や市民協働に取り組む住民は急速に高齢化し、市民社会の実現を牽引してきた公共人材の固定化、高齢化を一層加速し、若い世代の市政参加や市民協働が難しくなりつつある。

市民自治会議では、本市地域自治区制度の新たな可能性について検討するにあたり、上記の問題意識を共有し、本市を除く全国12自治体の地域自治区制度についてアンケート調査を実施した。この調査では、地域協議会の委員構成をはじめ会議回数、協議会運営の課題などを中心に行った。その結果、全国の地域協議会に比べ新城市の地域協議会では、①委員に若い世代が多い、②話し合いの場となる会議回数が多い、等の特徴があることを知ることができた。他方、全国の地域協議会と同様に、①協議会の委員になろうとする人材が常に不足している、②協議会と連携して地域でまちづくり活動に取り組む人材を育成したり発掘する作業がおこなわれている、等が課題になっていることも把握することができた。

市民自治会議では、以上の調査結果をもとに、複数の自治体に対して再調査を実施し、新城市の地域自治区制度の新たな可能性を検討することに努めた。しかしながら、今年度の市民自治会議は、初めてオンライン会議を導入したり、2度目の緊急事態宣言発令下では、書面会議に切り替えるなどしたため、委員同士で活発に意見交換することができなかった。そのため、本市地域自治区の活動評価に関する事項については検討が不十分なままであり、新たな可能性を提示するに至ることができなかった。

市民自治会議としては、今年度の調査成果を参考に、本市の地域協議会委員との意

見交換や意識調査を新たに加え、活動面と運営面から本市地域自治区制度の新たな可能性について答申する機会をいただきたい。

[今年度調査研究を通じた留意点]

全国12の地域自治区制度に関して、今後、市民参加及び市民協働の観点からより一層調査研究すべきと思われる箇所は、次の通りである。

- 宮崎市の地域自治区制度で導入されている「ノウハウを有する人材アドバイザー」の制度。地域協議会が市民の意見を待つだけでなく、人材アドバイザー制度を活用し、市民意見をまとめ、市民協働へと導くことが重要である。
- 宮崎市の人材アドバイザー派遣は、地域の市民ニーズを把握し、どのような事業が地域協議会に求められているかを把握するうえで役立つ制度である。新城市にもふさわしい制度であるかを検討する必要がある。
- 本市の地域協議会では、委員など役員のみならず手不足を解消するために、PTA 役員、地域活動団体、消防団などを委員に加えている地域協議会もある。他市の地域協議会でも同様の試みが散見されたが、地域協議会の役員不足が解消されているのか否か、実態調査を行う必要である。
- 本市の地域協議会委員への若者登用は、飯田市の公民館活動と類似している面がある。飯田市の公民館活動と同様に、本市では若者が若者議会で委員を経験し、地域協議会の委員や区役員にも登用されている。この状況を若者登用の本市らしい仕組みとして評価し、充実強化を図れないかを検討する必要がある。
- 若者の自治活動での参加の入口はライフステージごとに行われる各種イベント（幼稚園～小・中学校保護者会、お祭り、消防団など）にある。この各経験を、地域のまちづくり活動へと繋げてもらう必要がある。各種イベントと地域協議会とが情報交換や連携を図り、ライフステージを通じて地域の担い手育成につなげていけるかを検討すべきである。
- 市民一人ひとりが地域の問題点を話し合い、より良くするために意識を高め、行動することが重要である。地域協議会は、交付金の審査等を行うだけでなく、実行する組織になるべきだが、そのためには人材が必要である。地域に気づきを持たせるイベントや活動団体と地域協議会が連携し、役員になってもらう仕組みを検討することが必要である。

作成現在日：令和3年3月17日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	木	8 : 30	各辞令交付式	新城	本庁舎	4階会議室他
		13 : 30	部課長会議	新城	本庁舎	4階会議室
2	金	10 : 00	豊橋信用金庫 寄附受納式	新城	本庁舎	政策会議室
		11 : 30	東三河午さん交流会	豊橋	ホテルアークリッシュ豊橋	テラスルーム
3	土	17 : 05	三遠ネオフェニックスホームゲーム 新城市DAY	豊橋	豊橋市総合体育館	
4	日					
5	月	14 : 00	愛知県市長会役員会	名古屋	愛知県自治センター	
		18 : 54	東京2020オリンピック聖火リレーセレブレーション 名古屋会場	名古屋	名古屋城	二の丸広場
6	火	14 : 00	新城市区長辞令交付式、区長会議	新城	新城文化会館	小ホール
		19 : 30	東京2020オリンピック聖火リレーセレブレーション 豊田会場	豊田	豊田スタジアム	西イベント広場
7	水					
8	木					
9	金	13 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
10	土					
11	日					
12	月	13 : 15	愛知県市長会議 役員会	知立	ホテルクラウンパレス知立	
		14 : 00	愛知県市長会議	知立	ホテルクラウンパレス知立	
13	火	10 : 00	豊川水系総合開発促進期成同盟会 監査	新城	本庁舎	市長室
14	水	12 : 00	内外情勢調査会 豊橋支部懇談会	豊橋	ホテルアークリッシュ豊橋	4階 テラスルーム
15	木	10 : 00	新城市地域公共交通会議	新城	本庁舎	4階会議室
		14 : 30	行政委員 感謝状贈呈	新城	本庁舎	市長室
16	金	10 : 00	新城市老人クラブ連合会 通常総会	新城	新城市老人福祉センター	大広間
		13 : 00	愛知県消防長会 総会	新城	新城文化会館	大会議室
17	土					
18	日	10 : 00	鳳来寺山自然科学博物館学術委員総会(途中退席)	鳳来	鳳来寺山自然科学博物館	学習室
		11 : 00	新城市身体障害者福祉協会 定時総会(途中出席)	新城	新城文化会館	301講習室
		15 : 00	新城市子ども会連絡協議会総会	新城	本庁舎	4階会議室
19	月					
20	火	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
21	水					
22	木	13 : 30	東三河流域森林・林業活性化センター 理事会	新城	新城商工会館	1階 会議室
		14 : 00	東三河流域森林・林業活性化センター 通常総会	新城	新城商工会館	3階 大会議室
23	金	13 : 00	東三河市町村長会議	豊橋	豊橋市役所	政策会議室
24	土	13 : 15	新城市社会福祉法人連絡協議会勉強会	新城	しんしろ福祉会館	3階 多目的室
25	日					
26	月					
27	火	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
28	水					
29	木					
30	金	13 : 30	人権擁護委員 総会	作手	つくで交流館	